

NO	資料名	ページ	項目番号	質問内容	回答
1				前回の落札価格は開示してもらえるのでしょうか。	奈良県清掃組合事務局にて閲覧に供していません。
2				前回の入札参加事業者数及び事業者名は教えていただけるのでしょうか。	奈良県清掃組合事務局にて閲覧に供していません。
3				現地での廃棄物集積所の確認、見学は可能でしょうか。(集積所のスペース、集積所までの経路、計量場所、道幅等の確認の為)	可能です。 事前に奈良県清掃組合事務局へご希望の日時を電話にてご連絡ください。
4	仕様書	1ページ	2(2)	計量した廃棄物の重量は、その都度、共有していただけるのですか。(過積載防止の為)	管理受託者が計量時に記録しますので、そちらをご覧ください。
5	仕様書	1ページ	3(2)	塵芥車の荷箱とは駐車場のことですか？その荷箱(駐車場)の高さも含めた大きさが分かる図面等がありますか？	荷箱とは、塵芥車の一部で廃棄物を積み込むための箱形部分のことを指します。
6	仕様書	1ページ	3(2)	記載されている内容から廃棄物を処理(運搬)している際も、常に作業する人員が必要になるのですか。	乙が一般廃棄物を大和郡山市清掃センターへ運搬している間にも、市場内事業者等が廃棄物集積所に一般廃棄物を持ち込むことから、乙が用意する別の塵芥車の荷箱へ一般廃棄物を収納する人員が必要となります。
7	仕様書	1ページ	3(3)	「駐車場において塵芥車に損害が発生した場合、甲及び管理受託者はその責を負わないものとする。」 →塵芥車を甲及び管理受託者の方が触ることはないのですか？また、塵芥車の運転又は機械操作をすることはしないのですか？	仕様書2(2)に記載のとおり、市場内事業者等が廃棄物集積所に持ち込んだ一般廃棄物について、管理受託者の計量後に、乙が一般廃棄物を塵芥車に積み込むことから、甲及び管理受託者が塵芥車の運転又は機械操作を含め、原則として触ることはありません。
8	仕様書	2ページ	8(2)	フォークリフト駐車スペースとの記載がありますが、フォークリフトを使用する作業が、ありますか。	仕様書2(2)に記載のとおり、管理受託者の計量後に、乙が一般廃棄物を塵芥車に積み込みますが、人力では積み込むことが困難な重量となる場合があります。その際に、フォークリフトが必要になると見込まれます。
9	仕様書	4ページ	9	処理量の記載がありますが、1日の中での排出量が多い時間帯はありますか。	時間毎における一般廃棄物の年間の持ち込み量(令和7年1月～12月)は下表のとおりです。

